

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【公表番号】特表2018-507910(P2018-507910A)

【公表日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-011

【出願番号】特願2017-560893(P2017-560893)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
G 0 1 N	33/53	(2006.01)
C 1 2 Q	1/68	(2018.01)
C 1 2 Q	1/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/198	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	39/00	H
A 6 1 K	39/395	D
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	43/00	1 1 1
G 0 1 N	33/53	M
C 1 2 Q	1/68	A
C 1 2 Q	1/04	

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月6日(2019.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の神経芽細胞腫の予防的又は治癒的処置に使用するための、
抗GD2療法と、

オルニチンデカルボキシラーゼ(ODC)を阻害する第1の薬剤と、
を含む薬物療法。

【請求項2】

前記抗GD2療法が、GD2抗体又はGD2ワクチンである、請求項1に記載の薬物療法。

【請求項3】

前記使用が、抗GD2療法を含むが、患者内のオルニチンデカルボキシラーゼ(ODC)を阻害する薬剤を含まない、有効量の薬物療法を患者に実施する方法と比較して、患者の異痛症

のリスクを軽減する、請求項1に記載の薬物療法。

【請求項 4】

患者内のオルニチンデカルボキシラーゼ(ODC)を阻害する第1の薬剤が、-ジフルオロメチルオルニチン(DFMO)である、請求項1に記載の薬物療法。

【請求項 5】

患者内のオルニチンデカルボキシラーゼ(ODC)を阻害する薬剤と組み合わせたときに、ポリアミン経路を調節して、患者内の全体的なポリアミン含有量を低下させる、第2の薬剤を更に含む、請求項4に記載の薬物療法。

【請求項 6】

ポリアミン経路を調節して、患者内の全体的なポリアミン含有量を低下させる第2の薬剤が、非ステロイド系抗炎症薬(NSAID)である、請求項4に記載の薬物療法。

【請求項 7】

前記NSAIDが、アスピリン、スリンダク、又はセレコキシブである、請求項6に記載の薬物療法。

【請求項 8】

少なくとも一方のODC1対立遺伝子プロモーターについて、そのポジション+316における患者の遺伝子型を決定する試験から結果を取得する工程と、

前記結果が、少なくとも一方のODC1対立遺伝子プロモーターについて、そのポジション+316における患者の遺伝子型がGであることを示す場合にのみ前記使用を実施する工程と、

を更に含む、請求項1に記載の薬物療法。

【請求項 9】

少なくとも一方のODC1対立遺伝子について、そのポジション+316における患者の遺伝子型を試験する工程を更に含む、請求項8に記載の薬物療法。

【請求項 10】

前記結果が、前記遺伝子型を収録する報告を入手すること、又は前記結果を明らかにする患者履歴を得ることにより取得される、請求項8に記載の薬物療法。

【請求項 11】

前記試験が、患者のODC1プロモーターの一方の対立遺伝子について、そのポジション+316におけるヌクレオチド塩基を決定する、請求項8に記載の薬物療法。

【請求項 12】

前記試験が、患者のODC1プロモーターの両方の対立遺伝子について、そのポジション+316におけるヌクレオチド塩基を決定する、請求項8に記載の薬物療法。

【請求項 13】

前記結果が、ODC1プロモーターの両方の対立遺伝子について、そのポジション+316における患者の遺伝子型がGGであることを示す、請求項12に記載の薬物療法。

【請求項 14】

前記結果が、ODC1プロモーターの両方の対立遺伝子について、そのポジション+316における患者の遺伝子型がGAであることを示す、請求項12に記載の薬物療法。

【請求項 15】

少なくとも一方のODC1対立遺伝子プロモーターについて、そのポジション+263における患者の遺伝子型を決定する試験から結果を取得する工程と、

前記結果が、少なくとも一方のODC1対立遺伝子プロモーターについて、そのポジション+263における患者の遺伝子型がTであることを示す場合のみ前記使用を実施する工程と、を更に含む、請求項1に記載の薬物療法。

【請求項 16】

少なくとも一方のODC1対立遺伝子について、そのポジション+263における患者の遺伝子型を試験する工程を更に含む、請求項15に記載の薬物療法。

【請求項 17】

前記結果が、前記遺伝子型を収録する報告を入手すること、又は前記結果を明らかにす

る患者履歴を得ることにより取得される、請求項15に記載の薬物療法。

【請求項 1 8】

前記試験が、患者のODC1プロモーターの一方の対立遺伝子について、そのポジション+263におけるヌクレオチド塩基を決定する、請求項15に記載の薬物療法。

【請求項 1 9】

前記試験が、患者のODC1プロモーターの両方の対立遺伝子について、そのポジション+263におけるヌクレオチド塩基を決定する、請求項15に記載の薬物療法。

【請求項 2 0】

前記結果が、ODC1プロモーターの両方の対立遺伝子について、そのポジション+263における患者の遺伝子型がTTであることを示す、請求項19に記載の薬物療法。

【請求項 2 1】

前記結果が、ODC1プロモーターの両方の対立遺伝子について、そのポジション+263における患者の遺伝子型がTGであることを示す、請求項19に記載の薬物療法。

【請求項 2 2】

前記患者が、これまでに少なくとも1ラウンドの抗がん療法を受けたことがある、請求項1に記載の薬物療法。

【請求項 2 3】

前記患者が、がん寛解状態にある、請求項1に記載の薬物療法。

【請求項 2 4】

DFMOが、小児投与用として製剤化される、請求項4に記載の薬物療法。

【請求項 2 5】

前記患者が、小児患者である、請求項1に記載の薬物療法。

【請求項 2 6】

DFMOが、エフロルニチン塩酸塩・一水和物である、請求項4に記載の薬物療法。